

改正

平成27年3月27日条例第1号

平成31年3月28日条例第1号

鴻巣市まちづくり市民会議条例

(設置)

第1条 市民との協働によるまちづくりを推進するとともに、市政に対する透明性の更なる向上を目指すため、鴻巣市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、総合振興計画の推進について、市民の視点から評価及び検証し、施策の成果向上に向けた取組について、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 市民会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことが

できる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、市長政策室総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。